○総務省告示第九号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月十日

総務大臣　新藤　義孝

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名	衆議院名簿登載者の選定を行う機関の名称	当該機関の構成員の選出方法	衆議院名簿登載者の選定の手続
平成二十四年十一月二十九日	新党大地（しんとうだいち）	東京都千代田区永田町二―九―六十全ビル二〇六号室	鈴木　宗男	拡大役員会	党代表における指名	選挙対策委員会で案を作成し、拡大会議で決定

○総務省告示第十号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における平成二十一年総務省告示第五百四十六号の候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月十日

総務大臣　新藤　義孝

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新旧	候補者となるべき者の選定を行う機関の名称	当該機関の構成員の選出方法	候補者となるべき者の選定の手続
平成二十四年十一月三十日	新党改革（しんとうかいかく）	新	旧	選挙対策委員会	党役員会において選定	選挙対策委員会で決定
				候補者選定委員会	議員総会にて選出	候補者選定会議にて決定

○総務省告示第十一号

衆議院比例代表選出議員の選挙における平成二十一年総務省告示第五百四十七号の衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第四項の規定に基づき、次のとおり異動の届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月十日

総務大臣　新藤　義孝

異動の届出年月日	異動の届出政党その他の政治団体の名称	異動事項	新旧	衆議院名簿登載者の選定を行う機関の名称	当該機関の構成員の選出方法	衆議院名簿登載者の選定の手続
平成二十四年十一月三十日	新党改革（しんとうかいかく）	新	旧	選挙対策委員会	党役員会において選定	選挙対策委員会で決定
				候補者選定委員会	議員総会にて選出	候補者選定会議にて決定

○総務省告示第十二号

衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月十日

総務大臣　新藤　義孝

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名	候補者となるべき者の選定を行う機関の名称	当該機関の構成員の選出方法	候補者となるべき者の選定の手続
平成二十四年十二月二日	日本未来の党（にっぽんみらいとう）	東京都中野区中野四―七―三	嘉田由紀子	幹事会	規約に定める者	代表の発議に基づき幹事会で決定

○総務省告示第十三号

衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条の五第一項の規定に基づき、次のとおり届出があったので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月十日

総務大臣　新藤　義孝

届出年月日	政党その他の政治団体の名称	本部の所在地	代表者の氏名	衆議院名簿登載者の選定を行う機関の名称	当該機関の構成員の選出方法	衆議院名簿登載者の選定の手続
平成二十四年十二月二日	日本未来の党（にっぽんみらいとう）	東京都中野区中野四―七―三	嘉田由紀子	幹事会	規約に定める者	代表の発議に基づき幹事会で決定

○農林水産省告示第九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月十日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　岡山県美作市尾谷字タコン谷一七三七、一七三九の一、一七三九の六から一七三九の八まで、一七四〇の一、一七四〇の二、一七四一の三、一七四一の六、一七四一の八、一七四二の二、一七四五、一七四六、一七四七の一、一七四七の二、一七四八の一、一七五〇の一、一七五〇の二、一七五二の一、一七五二の二、一七五三の一、一七五三の三、一七五三の四、一七五三の六、一七五三の七、一七五四、一七五五の六、字滝近谷一七三八の一、一七三八の二、大内谷字大林下タ四一六の一、字大林ノ下タ四一七の一、字庄迫四二〇の一

二　指定の目的　水源の涵養（かんよう）

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字タコン谷一七三七・一七三九の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七三九の八、一七五四・字滝近谷一七三八の一・一七三八の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び美作市役所に備え置いて縦覧に供する。）